

## 空き家等に関する相談件数の報告について

空き家等に関する相談等の件数は、以下のとおりとなっております。

平成29年4月～平成30年9月 受付件数

受付月	受付件数	相談内容（受付1件に対し複数項目あり）						解決件数	
		建築	防火	環境	衛生	防犯	その他		
H29	4月	3件	3					1	0
	5月	11件	5		6	1	2	2	6
	6月	10件	6	2	7	1	1	1	4
	7月	9件	2	1	4	2		1	5
	8月	10件	2		5	3		1	6
	9月	7件	3		5				5
	10月	17件	9	1	11	1		1	8
	11月	2件	1		1				0
	12月	4件	4		1				3
H30	1月	4件	1	1	3				1
	2月	4件		1	3		1		1
	3月	3件	2		1				2
	4月	1件		1					0
	5月	5件	2		2	1			0
	6月	6件	1		4	1			3
	7月	11件	7		4	1	1	2	1
	8月	5件	2		4				0
	9月	7件	1	2	5	2			1
計	119件	51	9	66	13	5	9	46	

平成29年度からの相談等案件解決率  
(平成30年9月末現在)

38.7%

苦情処理経過一覧表<平成30年度4月～9月分>

月	受付日	中学校区	内 容	関係課名	その後の経過
4	H30.4.24	東部	古い新聞が溜まっている。枯草もあり火災の危険性がある	建築課 予防課	H30.4.26現場確認。H30.5.1所有者に管理依頼の文書通知。
5	H30.5.16	御津	空き家の雨水が当たり、境にあるブロック塀が壊れかけている	建築課	H30.5.17現場確認。H30.5.28所有者に管理依頼の文書通知。H30.5.31所有者より連絡が有り、解体を希望しているとの事なので、補助金の案内と申請書を送付。相続登記については法務局に相談するように伝えた。
	H30.5.16	小坂井	隣の空き家の草木が侵入してくる	建築課	H30.5.17現場確認。H30.5.22所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.5.18	代田	空き家敷地内の樹木が隣地にはみ出している	建築課	H30.5.18現場確認。所有者が近所に住んでいるため直接訪問。「すでに解体の見積もりなど取っているが、事情ですぐには取り掛かれない」相談者にもその旨報告。暫く様子を見てもらう事となった。
	H30.5.28	南部	倒壊危険な空き家があり、この一週間で梁が見えるほど壊れてきた。	建築課	H30.6.4現場確認。所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.5.29	南部	自宅マンションの隣に2軒の空き家がある。その内の1棟の2階からこうもり、敷地には猫が繁殖している。	建築課	H30.5.30現場確認。H30.6.6所有者に管理依頼の文書通知。
6	H30.6.5	南部	隣の空き家の草木が繁茂し、虫や蜂が発生しているので困っている。	建築課 環境課	環境課がH30.6.7現場確認したところ、当該建物の解体工事の作業中の業者に話を聞くことが出来た。「建物も解体し、庭木も伐採する」との事。その後相談者に「原因は更地になった」と確認済み。
	H30.6.4	小坂井	東側の空き家の草木が繁茂し、つるが柵にまきついている。	建築課	H30.6.4現場確認。H30.6.7所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.6.19	小坂井	道路に面したブロック塀が傾いている。通学路なので危険である。	建築課	H30.6.19現地確認。H30.6.22所有者に管理依頼の文書通知。H30.8.7別案件で再度通りかかったところ、ブロック塀は取壊されていた。
	H30.6.19	代田	空き家の敷地内に、隣の空き家から竹が侵入している。	建築課	H30.6.21現場確認。H30.6.25所有者に管理依頼の文書通知。H30.9.7再度申出者より「台風により草木が倒れてきている」と有り。H30.9.12所有者を直接訪ねて現状を説明。伐採の費用が気に掛かるようである。伐採の業者一覧を渡し、見積もりを取ってもらうこととなった。併せて、解体費補助金、空家バンクの案内をした。
	H30.6.19	中部	空き家の敷地内から子猫の鳴き声が聞こえるので何とかして欲しい	建築課	H30.6.21現場確認。動物保護管理センターでも捨て猫は取り扱いなしとのこと。H30.6.25所有者に管理依頼の文書通知。その後所有者が来庁し「対応済み」と報告があった。
	H30.6.19	東部	空き家の樹木が繁茂して敷地外へはみ出している。	建築課	H30.6.19現地確認。所有者に管理依頼の文書通知。

月	受付日	中学校区	内 容	関係課名	その後の経過
7	H30.7.2	東部	隣の空き家の雑草が伸び、虫もいる	建築課	H30.7.6現地確認。H30.7.13所有者に通知したところ、「相続放棄して自分の所有ではない」との連絡あり。H30.7.26亡くなっている所有者の親族に管理依頼の文書通知。
	H30.7.4	音羽	空き家の敷地内の草が生い茂り、猫が棲んでいる。小屋も倒れそう。	建築課	H30.7.9現地確認。H30.7.13所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.7.6	音羽	音羽川沿いに廃墟があり、防犯上危険。昨年には窃盗犯が潜む事件があった。	建築課	H30.7.10現地確認。H30.7.19所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.7.9	西部	隣の空き家から樹木が侵入してきている。	建築課 環境課	H30.7.13現地確認。環境課に報告し、環境課より通知文書を送付することとした。
	H30.7.19	東部	小学校の通学路沿いの空き家のブロック塀が道路側に傾いている。	建築課	H30.7.19現地確認。H30.7.23所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.7.23	小坂井	裏の空き家が適切な管理がなされていない。	建築課	H30.7.26現場確認。H30.7.31所有者に管理依頼の文書通知。H30.7.30所有者から連絡がくるも、「塀の取壊しがいつできるかわからない。小学校には通学路の変更をお願いしたい」とのこと。内容を小学校の担当に連絡した。
	H30.7.30	南部	消防本署から。3階建て空き家の雨樋がはずれて応急処置をした。	建築課	H30.7.30現地確認。H30.7.31所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.7.30	東部	台風の影響で空き家のトタンの一部が飛んできた。自宅に保管してある。	建築課	H30.7.31現地確認。H30.8.2所有者に管理依頼の文書通知。H30.8.7所有者が来庁。解体する予定とのことなので、解体費補助金を案内した。
	H30.7.30	小坂井	台風で近隣の空き家から木材が道路に飛んでいる	建築課	H30.7.30現地確認。場所が特定できず申出者を訪ねると、木は誰かによってすでに片付けられていた。
	H30.7.30	東部	西豊町の町内会長より。台風の影響で空き家の借家から建材の一部が道路にはみ出ている。	建築課	H30.7.31現地確認。H30.8.3所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.7.31	東部	台風によって向いの空き家の敷地に積んであるものが飛散したようだ。	建築課	H30.7.31現地確認。H30.8.3所有者に管理依頼の文書通知。
8	H30.8.6	小坂井	空き家の樹木の枝が小坂井中学校体育館にあたっている。	建築課	H30.8.7現地確認。H30.8.10所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.8.17	東部	隣の空き家から瓦が落ちてきた。	建築課	H30.8.17現地確認。H30.8.20所有者に管理依頼の文書通知。H30.8.22所有者から連絡があり、「解体をする予定。」その後老朽空家解体費補助金の申請が出された。
	H30.8.29	小坂井	空き家敷地の草木の繁茂。	建築課 予防課	H30.8.29現地確認後予防課に引継ぎ。H30.9.5予防課より所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.8.30	金屋	空き家敷地の草木の繁茂。	建築課	H30.8.30現地確認。所有者調査をしていたところ、H30.10.2再度申出者より管理不全の連絡有り。所有者の居所が不明な為、親族に管理依頼の文書通知。
	H30.8.31	御津	空き家敷地の草木の繁茂、塀が倒れそう。	建築課	H30.9.5現地確認。H30.9.6所有者に管理依頼の文書通知。

月	受付日	中学校区	内 容	関係課名	その後の経過
9	H30.9.3	東部	裏の雀荘と空き地の草木の繁茂。	建築課	H30.9.3現地確認。H30.9.10所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.9.3	代田	隣のアパートに鳩が住みついている。	建築課	H30.9.3現地確認。申出の事象が確認できなかった為、H30.9.11に再度現地確認。H30.9.12所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.9.6	小坂井	近所の空き家の雑草が繁茂している。建物も老朽化している。	建築課	H30.9.6現地確認。H30.9.7所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.9.6	南部	空き家敷地内の草木が大人の背丈ほどまで伸びている。	建築課	H30.9.10現地確認。H30.9.14所有者に管理依頼の文書通知。
	H30.9.6	一宮	空き家敷地内の草が道路にはみ出している。	建築課 道路維持課	H30.9.6現地確認し、道路維持課に引き継いだ。
	H30.9.12	西部	(道路維持課 三浦補佐より)空き家敷地内のアジサイ・ナンテンが道路に落ちている。	建築課 道路維持課	当該空き家の所有者に通知したアンケートの回答があったため、道路維持課に回答者の情報提供をした。
	H30.9.26	南部	(予防課より)隣の家のゴミがひどく、火災の危険があると情報があった。	建築課	H30.9.27現地確認。H30.9.28所有者に管理依頼の文書通知。同日その旨を相談者に伝えたところ、「所有者に会って、片付けるという話ができ」との事。文書通知は中止した。